

江東区地域福祉計画骨子

(案)

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の基本理念と基本方針	4
5 圏域の考え方	4
第2章 計画の背景	5
1 地域福祉を取り巻く国の動向	5
2 地域福祉の課題	5
第3章 施策の方向	7
1 施策の体系	7
2 包括的な支援体制	9
第4章 施策の内容	11
第5章 計画の推進に向けて	17
1 地域福祉計画の進行管理	17
資料編	19
別冊 成年後見制度利用促進計画	21

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

社会の変化に伴い、全国的に地縁を基盤とする地域の支え合う力の弱まりや、制度の狭間で支援が届かない等のケースが増えています。

国は「地域共生社会」という新しい福祉政策のコンセプト（基本的な考え）を定め、平成29年に続いて令和2年に社会福祉法を改正し、「地域福祉推進の理念」の明記や包括的な支援体制に向けた新しい制度を位置付けました。

こうした現状を踏まえて、江東区（以下「区」という。）は、「地域共生社会※」の実現に向け、「江東区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

※地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」を解消し、また、福祉の「担い手と受け手」という固定的な関係ではなく住民誰もが相互に支えあうことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

2 計画の位置づけ

〔1〕 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定します。

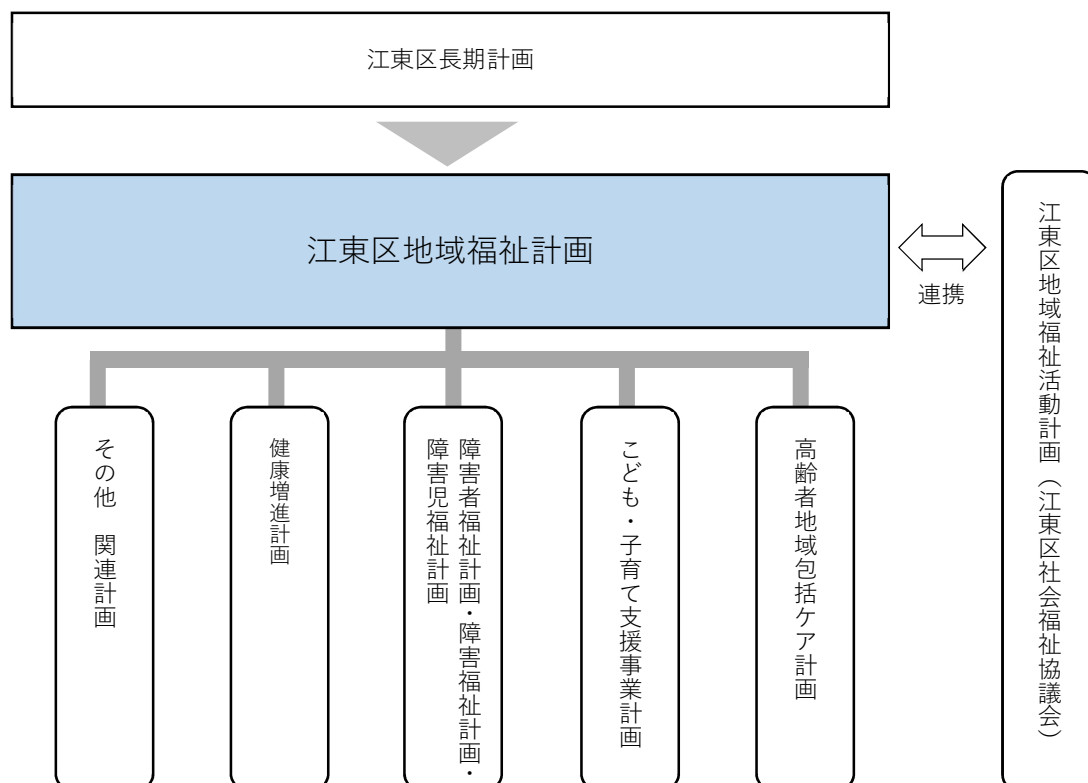
〔2〕 区関連計画との関係

本計画は、「江東区長期計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の「上位計画」として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針となります。

今後、福祉分野の個別計画の改定にあたっては、地域福祉計画の記載を踏まえ、整合を図っていきます。

また、本区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」との十分な連携を図ります。

図表 関連計画との位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度（2022～2025年度）までの4年間とし、将来的に、江東区長期計画の計画期間にあわせます。

図表 主な関連計画の計画期間

計画名	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	...
長期計画	前期計画：令和2～6年度			後期計画 (令和7～11年度)	
地域福祉計画	令和4～7年度				次期計画
	進行管理	進行管理	進行管理	評価 改定	
高齢者地域包括ケア計画	令和3～5年度		次期計画（令和6～8年度）		
こども・子育て支援事業計画	令和2～6年度			次期計画 (令和7～11年度)	
障害者福祉計画	平成30～令和5年度		次期計画（令和6～11年度）		
障害福祉計画 障害児福祉計画	令和3～5年度		次期計画（令和6～8年度）		
健康増進計画	令和元～5年度		次期計画（令和6～10年度）		

4 計画の基本理念と基本方針

[1] 基本理念

(別途、検討)

[2] 基本方針

(別途、検討)

5 圏域の考え方

(素案策定までに、検討)

第2章 計画の背景

1 地域福祉を取り巻く国の動向

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に名称変更とともに改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念のひとつに位置づけられました。

平成29年の社会福祉法の一部改正では、区市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。

そして、令和2年6月の社会福祉法の一部改正（令和3年4月施行）では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）等が定められました。

2 地域福祉の課題

本計画の策定にあたって、区民、関係団体、区及び社会福祉協議会職員に対し実施した、「行政や地域の福祉課題、家庭が抱える生活上の課題」等に関する意識調査の結果から、区の地域福祉の課題をまとめます。

[1] 地域や行政の「つながり」に関する課題

- 課題1 身近に集える場
- 課題2 地域コミュニティの希薄化、既存の地縁団体の担い手不足・高齢化
- 課題3 身近に相談できる相手や場
- 課題4 関係部署間の連携
- 課題5 複合的な課題や制度の狭間の問題への対応
- 課題6 区と地域活動団体等との連携

[2] 個人が尊重される「社会」に関する課題

- 課題7 施設等のバリアフリー化
- 課題8 成年後見制度の普及や支援
- 課題9 虐待やDV等への取組
- 課題10 自立を支援する取組
- 課題11 災害時の避難支援体制
- 課題12 年齢や障害に関わらず社会に参加するための支援

[3] 取組を進めるために必要な「基盤」に関する課題

- 課題 13 誰にでもわかりやすい情報発信の工夫
- 課題 14 関係者間の情報の共有
- 課題 15 ICT 等の活用
- 課題 16 ボランティア等の福祉人材の確保・育成の取組
- 課題 17 福祉事業者のサービス向上を支援する取組
- 課題 18 早期に発見し支援する取組
- 課題 19 人権・多様性・助けあいに対する理解

第3章 施策の方向

1 施策の体系

基本理念	基本方針	施策	取組方針
*****	Ⅰ *****	1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
			1-2 地域ネットワークの構築
			1-3 身近な相談支援体制の充実
	Ⅱ *****	2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化
			2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
		3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
	Ⅲ *****	4 人に優しいまちをつくる	4-1 まちのバリアフリー化の推進
		5 一人ひとりの尊厳を守る	5-1 意思決定支援の推進
			5-2 あらゆる暴力の防止
			5-3 自立支援の促進
		6 災害時の福祉を向上させる	6-1 災害時要配慮者対策の推進
		7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	7-1 誰もが活躍できる場づくり
		8 情報の適切な活用を図る	8-1 わかりやすい情報の発信
			8-2 関係者間での情報の共有
			8-3 福祉分野における ICT 等の活用
	Ⅳ *****	9 福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成
			9-2 サービスの質の向上
			9-3 積極的な支援の実施
	Ⅴ *****	10 啓発活動を推進する	10-1 共生社会への意識向上

〈参考〉地域福祉の課題（P5）に対応する取組方針

課題	取組方針
課題1 身近に集える場	1-1 気軽に集える場の創設
課題2 地域コミュニティの希薄化、既存の地縁団体の担い手不足・高齢化	1-2 地域ネットワークの構築
課題3 身近に相談できる相手や場	1-3 身近な相談支援体制の充実
課題4 関係部署間の連携	2-1 行政内部の連携強化
課題5 複合的な課題や制度の狭間の問題への対応	2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
課題6 区と地域活動団体等との連携	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
課題7 施設等のバリアフリー化	4-1 まちのバリアフリー化の推進
課題8 成年後見制度の普及や支援	5-1 意思決定支援の推進
課題9 虐待やDV等への取組	5-2 あらゆる暴力の防止
課題10 自立を支援する取組	5-3 自立支援の促進
課題11 災害時の避難支援体制	6-1 災害時要配慮者対策の推進
課題12 年齢や障害に関わらず社会に参加するための支援	7-1 誰もが活躍できる場づくり
課題13 誰にでもわかりやすい情報発信の工夫	8-1 わかりやすい情報の発信
課題14 関係者間の情報の共有	8-2 関係者間での情報の共有
課題15 ICT等の活用	8-3 福祉分野におけるICT等の活用
課題16 ボランティア等の福祉人材の確保・育成の取組	9-1 福祉人材の確保・育成
課題17 福祉事業者のサービス向上を支援する取組	9-2 サービスの質の向上
課題18 早期に発見し支援する取組	9-3 積極的な支援の実施
課題19 人権・多様性・助けあいに対する理解	10-1 共生社会への意識向上

2 包括的な支援体制

(今後、包括的な支援体制の全体イメージ図を掲載)

第4章 施策の内容

3つのつながりをつくる

地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（地域のつながり）、所管分野を超えた行政内部及び関係機関のつながり（行政のつながり）、地域と行政との連携・協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」を作り、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

施策1 地域のつながりをつくる

世代交代等による地縁に対する区民の意識の変化により地縁団体が担い手不足に直面している中、区民に最も身近な地域のつながりの再生に向けて、地域住民同士が気軽に集える場の創設、地域ネットワークの構築、各主体が様々な課題に主体的に関わる体制の充実を図ります。

取組方針	
1-1	気軽に集える場の創設
1-2	地域ネットワークの構築
1-3	身近な相談支援体制の充実

施策2 行政のつながりをつくる

福祉制度の狭間で困っているケースや、福祉、就労、住まい、家族関係等が複合的に絡むケース等が増えている現状を踏まえ、多様化するケースやニーズに対応する庁内体制の強化に向けて、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施する組織運営を進めます。

取組方針	
2-1	行政内部の連携強化

取組方針	
2-2	組織横断的な相談支援体制の構築

施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性やインフォーマルな社会資源など地域の持つ強みと行政の実施する施策を合わせ、相互に補完する形で包括的な支援体制を構築するため、地域と行政の一層の連携・協働を推進します。

取組方針	
3-1	区民や地域活動団体等との連携・協働の推進

誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化と国際化の進展、人生100年時代の到来、経済情勢の変化、感染症の流行等、暮らしを取り巻く状況が変わり続ける中で、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。

施策4 人に優しいまちをつくる

高齢者、障害者、外国人等の増加を見据えて、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実、建物、駅、トイレ、歩道等のバリアフリー化を官民連携により進めます。

取組方針	
4-1	まちのバリアフリー化の推進

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権が守られ、自立した暮らしをできる社会に向けて、認知症高齢者等が自ら意思決定を行うことへの支援、虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）等の権利侵害の防止と適切な対応、一人ひとりの暮らしを支える取組を進めます。

取組方針	
5-1	意思決定支援の推進
5-2	あらゆる暴力の防止
5-3	自立支援の促進

施策6 災害時の福祉を向上させる

災害発生時に安全に安心して避難できる地域づくりに向けて、日頃から災害に備える防災教育、災害時要配慮者の支援のあり方の検討を進めます。

取組方針	
6-1	災害時要配慮者対策の推進

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢、障害、暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みを構築します。

取組方針	
7-1	誰もが活躍できる場づくり

取組の基盤をつくる

基本理念の達成に向け、様々な取組を進めるうえで必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。

施策8 情報の適切な活用を図る

誰もが等しく、適切な時期に必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取組を進めます。

取組方針	
8-1	わかりやすい情報の発信
8-2	関係者間での情報の共有
8-3	福祉分野における ICT 等の活用

施策9 福祉の質を向上させる

福祉サービスの担い手の確保が難しい中で、利用者本位の質の高いサービスの提供や問題を見過ごさないための取組の実施に向けて、地域福祉に関わる人材の育成、福祉サービス事業者のサービスの質を高める取組への支援、伴走型支援やアウトリーチ型（訪問型）支援等の充実に取り組みます。

取組方針	
9-1	福祉人材の確保・育成
9-2	サービスの質の向上

取組方針	
9-3	積極的な支援の実施

施策10 啓発活動を推進する

性別、年齢、国籍、価値観等の違いをお互いに認めあい、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や地域共生社会に対する理解促進を図ります。

取組方針	
10-1	共生社会への意識向上

第 5 章 計画の推進に向けて

1 地域福祉計画の進行管理

（素案策定までに、検討）

資料編

(最終案に掲載)

参考データ等（社会福祉法（抜粋）、地域福祉計画策定に係る調査概要、統計データ等）

江東区地域福祉計画策定会議

江東区地域福祉計画策定検討委員会

江東区地域福祉計画策定検討委員会幹事会

計画の策定経過 等

別冊 成年後見制度利用促進計画

(今後、江東区成年後見制度利用促進協議会で検討する計画を掲載)

